

医 第 3 2 4 3 号
令和4年2月15日

各医療機関管理者 様

石川県健康福祉部医療対策課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に
規定する就業制限の解除に関する取扱いについて

日頃より、本県の保健医療行政の推進につき、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、厚労省より事務連絡があり、陰性証明の発行について、県各課より下記のとおり関係団体等へ周知しておりますことをお知らせいたします。

つきましては、当該事務連絡等を下記県ホームページに掲載いたしましたので、各医療機関におかれましては、本通知の趣旨をご理解いただき、対応くださいますようお願いいたします。

記

石川県健康福祉部医療対策課ホームページ>医療機関への各種お知らせ
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryuu/tsuchi/iryuuikikan_oshirase.html

オミクロン株の流行により積極的疫学調査等の重点化を行っている本県においては、有症者の受診を優先するため、濃厚接触者に該当した場合であっても、無症状の方については検査を経ずに待機をお願いしております。

① 就業制限の解除は、医療保険関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等へ就業制限の解除の証明やPCR検査等による陰性証明を提出する必要がないこと。

② 濃厚接触者の待機期間の解除については、解除後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等にPCR検査等による陰性証明を提出する必要がないこと。

※①及び②の理由から、陰性証明発行を目的とした医療機関の受診はお控え下さい。

(事務担当)
医療対策課
医療指導グループ
TEL 076-225-1433
FAX 076-225-1434